

豊川市コミュニティバス車両広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働を図りつつ、市の財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティバス 市民の交通の利便性を確保するために、豊川市内において市からの補助又は負担金を受けて事業者が実施するバス事業のうち、利用者の運賃が乗車距離によらないもの。
- (2) バス事業者 豊川市からの要請を受け、コミュニティバスを運行する事業者で、バス車両の所有権を有する者
- (3) バス車両 コミュニティバスに使用する車両で、バス事業者が所有権を有し、管理する車両をいう。
- (4) 広告掲載 コミュニティバスに民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉き損のおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 個人又は法人の名刺広告
- (13) 美観風致を害するおそれのあるもの

(14) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、豊川市広告掲載基準（平成18年10月13日実施）の例による。

（広告の色彩等）

第4条 バス車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの

(2) バス車両の運行上の支障となるもの

(3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(4) 都市景観との調和をそこなうもの

(5) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

（広告の規格等）

第5条 バス車両に掲載する広告の規格及び貼付箇所は、別に定めるものとする。

（広告の掲載方法等）

第6条 コミュニティバスの車体への広告掲載方法は、広告の内容を表示したラッピングシート状素材を前条の規定により定めた位置に貼付する方法で行い、コミュニティバスの本体に直接表示する方法によることはできない。

2 コミュニティバスの車内への広告掲載方法は、前条の規定により定めた位置に貼付する方法で行う。

3 広告掲載期間終了後は、広告看板を取り外すものとする。ただし、市長が必要と認め、かつ、バス事業者が了承したときは、この限りでない。

（広告掲載期間）

第7条 広告掲載期間は、原則として、広告掲載開始日の年度末までとする。継続掲載の申し出があった場合は延長できるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日、延長期間は、広告掲載を所管する部等の長が別に定めるものとする。

（広告の募集方法及び募集期間）

第8条 広告の募集は、広報とよかわ、豊川市ホームページ等により、その都度期間を定めて募集する。なお、募集期間内に募集枠を満たさない場合又は、広告掲載枠に空きがでた場合は、随時受け付けるものとする。

（広告掲載の申込手続等）

第9条 バス車両への広告掲載をしようとするもの（以下「申込者」という。）は、豊川市コミュニティバス車両広告掲載申込書（新規）（第1号様式）又は継続の申し込みにあつては豊川市コミュニティバス車両広告掲載申込書（継続）（第1-1号様式）に広告案を添付して、市長に提出するものとする。

2 申込者は、この市に納付すべき市税等を完納していなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、第9条の規定による申込みがあったときは、バス事業者の意見を求めたのち、豊川市広告掲載要綱(平成18年10月13日施行)第7条に定める豊川市広告審査委員会(以下「審査会」という。)の意見を聞き、当該広告の掲載可否を決定するものとする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

2 前項において、申込者が当該広告掲載の募集数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

(1) 第1順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位

第2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体

3 申込者が同順位ของときは、先着順により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等を申込者に、豊川市コミュニティバス車両広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、別に定める。

2 第10条により、広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定した期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(費用負担等)

第12条 広告看板の作成費用、バス車両への掲載費用、掲載期間が終了したとき、若しくは掲載を中止したときの撤去費用及び処分費用は、広告主が負担しなければならない。

2 広告看板の撤去作業等において、広告看板の素材等に起因して車両塗装の剥離、車両の損傷等が生じたときは、広告主が原状に復さなければならない。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中にバス事業者の責において広告看板の破損等が生じたときは、バス事業者が原状に復さなければならない。

(広告看板の作成等)

第13条 広告主は、広告看板を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに貼付しなければならない。

2 広告主は、広告看板の作成にあたっては、あらかじめバス事業者と素材について協議しなければならない。ただし、バス事業者の指定する素材及び方法等により作成したときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第14条 広告主は、バス車両広告掲載内容に変更があったときは、豊川市コミュニティバス車両広告掲載内容変更届(様式第3号)により、変更日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告看板の提出がないとき。
- (3) 広告主から掲載取り下げの申し出があったとき。
- (4) 広告の内容等が変更され広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。
- (5) バス事業者から広告看板の内容等により不利益が生じる旨の申し出があり、市長がその申し出を適当と認めたとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告主に豊川市コミュニティバス車両広告掲載取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(損害賠償請求)

第16条 前条第1項第4号、第5号又は第6号に該当する事由により市が被害を被ったときは、市長は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができる。

2 広告掲載に起因して、広告主とバス事業者の間で発生した事故等については、市は一切の責任を負わないものとし、広告主及びバス事業者は、当該事故等の解決のため、誠実な対応をしなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、豊川市コミュニティバス車両掲載取下届(様式第5号)により、広告掲載の取下日の1週間前までに市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第18条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により7日以上連続して広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により還付する場合、広告掲載料を日割り計算し、広告を掲載できなかった日数分を還付するものとする。この場合において、還付する広告掲載料には利子を付さない。

3 前項においてバス事業者の責によるものについては、市は広告主に該当する日

割額を還付した後に、還付した同額をバス事業者に請求できるものとする。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市コミュニティバス車両広告掲載料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任）

第19条 広告主は、広告看板の内容等に関する一切の責任を負う。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、バス車両への広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年12月10日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の豊川市コミュニティバス車体広告掲載要綱第9条第1項の規定によりされた広告掲載の継続の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年10月30日から施行する

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

豊川市コミュニティバス車両広告掲載申込書（新規）

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市車両への広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月までの 間
広告貼付希望路線 及び掲載場所	【車体広告】 線 掲載場所（ ）
	【車内広告】 線 掲載場所（ ）
広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
本申し込みに係る 担当者	担当部署：
	担当者氏名：
	電話番号：
	F A X：
	E-mail：
提出書類	市税・国民健康保険料(税)滞納情報照会同意書兼照会書 広告原稿（案） 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
その他	申込みに当たっては、豊川市コミュニティバス車両広告掲載要 綱の内容を順守します。

様式第1-1号（第9条関係）

豊川市コミュニティバス車両広告掲載申込書（継続）

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市車両への広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月までの 間
広告貼付希望路線 及び掲載場所	【車体広告】 線 掲載場所（ ）
	【車内広告】 線 掲載場所（ ）
広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
本申し込みに係る 担当者	担当部署：
	担当者氏名：
	電話番号：
	F A X：
	E-mail：
提出書類	市税・国民健康保険料(税)滞納情報照会同意書兼照会書 広告原稿（案） 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
その他	申込みに当たっては、豊川市コミュニティバス車両広告掲載要 綱の内容を順守します。

様式第2号（第10条関係）

豊川市コミュニティバス車両広告 **掲 載** 決定通知書
不 掲 載

年 月 日

様

豊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のありましたコミュニティバス車
両広告掲載については、下記のとおり **掲 載** を決定しました。
不 掲 載

記

決定通知番号	第 号
広告の規格・ 数量等	【車体広告】 車種 <input type="checkbox"/> 小型バス <input type="checkbox"/> ジャンボタクシー 規格 縦 cm×横 cm 枚
	【車内広告】 車種 <input type="checkbox"/> 小型バス <input type="checkbox"/> ジャンボタクシー 規格 縦 cm×横 cm 枚
広告貼付場所	【車体広告】 線 掲載場所（ ）
	【車内広告】 線 掲載場所（ ）
広告掲載期間	年 月 日から
	年 月 日まで
広告の内容	
却下の理由	

様式第3号（第14条関係）

豊川市コミュニティバス車両広告申込内容変更届

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市コミュニティバス車両への広告について、次のとおり変更したいので届け出ます。

・内容変更

変更項目	変更内容	変更年月日

第4号様式（第15条関係）

豊川市コミュニティバス車両広告掲載取消通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏 名 団

年 月 日付けで決定しました豊川市コミュニティバス
車両広告掲載については、下記のとおり取り消しました。

記

決定の内容	掲載決定通知番号	第 号
	広告の規格・ 数量等	【車体広告】 車種 <input type="checkbox"/> 小型バス <input type="checkbox"/> ジャンボタクシー 規格 縦 cm×横 cm 枚
		【車内広告】 車種 <input type="checkbox"/> 小型バス <input type="checkbox"/> ジャンボタクシー 規格 縦 cm×横 cm 枚
	広告貼付場所	【車体広告】 線 掲載場所()
		【車内広告】 線 掲載場所()
	広告掲載期間	年 月 日から
年 月 日まで		
広告の内容		
取り消しの理由		

様式第5号（第17条関係）

豊川市コミュニティバス車両広告掲載取下届

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市コミュニティバス車両への広告について、次のとおり広告掲載を取り下げたいので届け出ます。

取下げ年月日	年 月 日から
取下げ理由	

様式第6号（第18条関係）

豊川市コミュニティバス車両広告掲載料還付請求書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市コミュニティバス車両広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	年 月 日から 年 月 日まで (計 月)
請求金額	円
振込金融機関	銀行 本店 農業協同組合 支店 金庫 支所 信用組合
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。